

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年5月24日（平成30年（行情）諮問第239号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行情）答申第204号）

事件名：職員のプライバシー権の内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「職員のプライバシー権の内容のわかる文書。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年2月23日付け愛労発総0223第3号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成30年1月30日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「職員のプライバシー権の内容がわかる文書」に係る開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、平成30年2月28日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象行政文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

（1）本件対象行政文書について

本件対象行政文書については、仮に存在するとすれば、愛知労働局が作成又は取得した、職員のプライバシーの権利に関して定義づけ、又は

規定した文書であると判断した。

(2) 原処分 of 妥当性について

ア 本件対象行政文書の必要性について

愛知労働局において、そもそも職員のプライバシーに係る情報を使用することは想定しておらず、本件対象行政文書となりうる文書を作成・取得する必要性はない。

イ プライバシーの権利について

プライバシーの権利については、判例や通説で定義づけや概念が示されているものである。

例えば、プライバシーについて、広辞苑（第七版）においては、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」と定義されている。

また、学説においては、昭和39年9月28日東京地方裁判所判決を引用し、『1964年（昭和39年）の「宴のあと」事件一審判決が、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と定義し、この私法上の権利（人格権）は個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとし、それが憲法に基礎づけられた権利であることを認めた。（「憲法 第五版」芦部信喜、高橋和之 補訂より）』としている。

ウ 本件対象行政文書を作成・取得していないこと

上記アのとおり、職員のプライバシーに係る情報を使用することはそもそも想定しておらず、対象行政文書を作成・取得する必要がないため、保有していないものである。

また、上記イのとおりプライバシー権については、広辞苑等の市販されている辞典や公にされている判例、学説において、その定義、概念が示されており、愛知労働局として職員のプライバシーに係る情報を使用することがあったとしても、改めてプライバシー権の定義を定める必要性に乏しく、対象行政文書を作成・取得していないことについて不自然とまでは言えない。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

以上より、本件対象行政文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取り消しを求めている。

るが、処分庁が、本件対象行政文書を保有していないことについては、上記（２）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「職員のプライバシー権の内容のわかる文書。」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を不開示としたことについて、理由説明書（上記第3）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書については、仮に存在するとすれば、愛知労働局が作成又は取得した、職員のプライバシーの権利に関して定義づけ、又は規定した文書である。

イ プライバシー権については、市販されている辞典や公にされている判例、学説において、その定義、概念が示されており、愛知労働局として職員のプライバシーに係る情報を使用することがあったとしても、改めてプライバシー権の定義を定める必要性に乏しく、本件対象文書を作成・取得していないことについて不自然とまでは言えない。

ウ なお、本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

エ 以上より、本件対象文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする
諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不
開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有して
いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子